

随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針

〔平成26年12月10日〕
市長決裁

(目的)

第1条 この指針は、市職員が随意契約の方法により公契約又は売買契約もしくは賃貸借契約等（以下「公契約等」という。）を締結する際に、当該随意契約の手續における透明性の向上、公平・公正の確保等を図りつつ、より適正に契約事務を執行することを目的とする。

(定義)

第2条 この指針において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 随意契約 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項各号に規定する随契事由に該当するものとして、公契約等の締結に当たって採用することができる契約締結の方法をいう。
- (2) 公契約 秋田市公契約基本条例（平成25年秋田市条例第12号）第2条第1号に規定する公契約をいう。
- (3) 随契事由 公契約等を締結するに当たり、施行令第167条の2第1項第1号から第9号までに規定する個々の随意契約の方法を選択することができる事由又はそれらの総体をいう。
- (4) 1号随契 施行令第167条の2第1項第1号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (5) 2号随契 施行令第167条の2第1項第2号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (6) 3号随契 施行令第167条の2第1項第3号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (7) 4号随契 施行令第167条の2第1項第4号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (8) 5号随契 施行令第167条の2第1項第5号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。

- (9) 6号随契 施行令第167条の2第1項第6号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (10) 7号随契 施行令第167条の2第1項第7号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (11) 8号随契 施行令第167条の2第1項第8号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (12) 9号随契 施行令第167条の2第1項第9号に規定する随契事由に該当する随意契約をいう。
- (13) 事業者等 市と公契約等を締結して特定の役務の提供をし、もしくは提供する可能性のある事業者又は個人事業主をいう。
- (14) 業者選定部会 秋田市工事請負業者選定要領（昭和49年5月1日市長決裁）第2条の規定により総務部で設置している秋田市工事請負業者選定審議部会その他各部局で要綱等により設置している業務委託等業者選定審議部会等をいう。
- (15) 少額随契 予定金額が第4条第1号に定める公契約等の種類ごとの金額を超えない随意契約をいう。
- (16) 高額随契 公契約等の種類ごとに予定金額が少額随契の額を超える随意契約をいう。
- (17) 単独随契 客観的かつ合理的に判断して競争相手が存在しない場合又は2以上の者から見積書を徴取する時間的余裕がない場合において選択する随意契約をいう。
- (18) 緊急施行 自然災害および突発事故の発生直後その他緊急性が認められる場合に、決裁権者の責任において、5号随契に該当すると判断して公契約等を締結する手続をいう。
- (19) 緊急競争手続 公契約等を締結するに当たって緊急性が認められるものの、決裁権者の責任において、当該公契約等の締結までに7日前後期間の余裕があり、かつ、設計書等の作成が数日程度でできると判断した場合に、当該設計書等に基づき比較的短期間に実施する競争手続をいう。
- (20) 緊急性等 個々の公契約等ごとに有する緊急性、技術の特殊性、経

済的合理性等をいう。

(21) 決裁権者 秋田市事務決裁規程（昭和35年秋田市訓令第10号）第2条第3号に規定する決裁権者をいう。

（随意契約の一般的な留意事項）

第3条 市職員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第2項の規定により、随意契約は、次条各号に規定する随契事由に該当する場合に限って契約方法として用いることのできるものであることを十分認識しつつ、随意契約を契約締結の方法として選択しようとするときは、次に掲げる事項に特に留意しなければならない。

(1) 当該業務等に精通している、納入実績がある、使い勝手がよい等の理由のみでは、随契事由とはならないこと。

(2) 品質、機能等に関し同一の他の物品が存在する場合においては、競争入札等に付することが原則であること。

(3) 随意契約による契約締結の方法が簡便であるとして、当該公契約等を意図的に細分化してはならないこと。

(4) 契約事務の公平性および透明性を保持するとともに、経済性の確保を図る観点から、技術の特殊性等を認めることとなった具体的又は客観的な事由および経緯を整理すること。

2 前項第4号の規定による整理を行う場合は、別表に定めるチェックリスト（所管の課所室長（以下「所管課所室長」という。）が記載すること。）を活用するものとする。

3 見積り、設計、現場確認等に係る事務により事業者等と接触しようとする場合は、あらかじめ所管課所室長の指示を受けるとともに、折衝記録を作成するものとする。

（随契事由ごとの個別の留意事項）

第4条 市職員は、施行令第167条の2第1項各号に規定する随契事由に該当して随意契約の方法により公契約等を締結しようとするときは、それぞれ次の事項について個別に留意するものとする。

(1) 1号随契（売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあっては、予定貸借料の年額又は総額）が秋田市財務規則

(平成9年秋田市規則第37号。以下「財務規則」という。)第120条に定める額(工事又は製造の請負にあつては130万円、財産の買入れにあつては80万円、物件の借入れにあつては40万円、財産の売払いおよび物件の貸付けにあつては30万円、その他の契約にあつては50万円)を超えないものをするとき。)の場合

- ア 1号随契を選択できる事由に該当する場合であっても、競争性を確保するため、2者以上から見積書を徴し、安い価格を提示した者と契約締結をすること(財務規則第121条第1項各号の規定により2人以上の者から見積書を徴することを要しない場合を除く。)
- イ 1号随契を選択するため、契約内容を意図的に分割し、その種類ごとに財務規則の定める額の範囲内に収めてはならないこと。

(2) 2号随契(不動産の買入れ又は借入れ、市が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。)の場合

ア 施行令に定めるもののほか、2号随契を選択できる事由は、次のとおりとすること。

- (ア) 公契約等の目的が、特定の者でなければ納入することができないものであるとき。
- (イ) 特殊な物品であるため、もしくは特別の目的があるため、買入先が特定され、又は特殊な技術を必要とするとき。
- (ウ) 外国で公契約等を締結するとき。
- (エ) 特殊な技術により行う運送又は保管をさせるとき。
- (オ) 公債、証券、債権等の買入れ又は売払いをするとき。
- (カ) その他契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。

イ どのような調査を行った結果、どのような事由により当該事業者等と公契約等を締結すると判断したのか、具体的に説明できるようにすること。この場合においては、所管課所室長および課所室長補佐(相当職を含む。以下「所管課所室長等」という。)は、調査手段、調査範囲等が明確か、必ず確認するものとする。

ウ 契約締結の相手方となる事業者等の決定に当たっては、あらかじめ所管課所室長が指定する職員により協議を行うこと。

(3) 3号随契（財務規則第120条の2に定める手続により、障がい者支援施設等において製作された物品を当該障がい者支援施設等から買入れる契約又はシルバー人材センター等もしくは母子福祉団体等から役務の提供を受ける契約をするとき。）の場合

ア 対象となる事業者等と公契約等を締結する場合は、財務規則第120条の2各号に定める手続を確実に行うこと。

イ 対象となる事業者等が複数存在する場合は、原則として最も安い価格を提示した者と契約締結をすること。

(4) 4号随契（新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を、財務規則第120条の2に定める手続により当該認定を受けた者から買入れもしくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として普通地方公共団体の長の認定を受けた者から財務規則第120条の2に定める手続により新役務の提供を受けるとき。）の場合

ア 当該商品の買入れもしくは役務の提供を受ける契約を締結するに当たり、財務規則第120条の2各号に定める手続を確実に行うこと。

イ 対象となる事業者等が複数存在する場合は、原則として最も安い価格を提示した者と契約締結をすること。

ウ 当該公契約等の相手方となる事業者等は、市長その他普通地方公共団体の長の認定を受けた者であることを確認すること。

エ どのような調査を行った結果、どのような理由又は性質により当該事業者等と公契約等を締結すると判断したのか、具体的に説明できるようにすること。この場合においては、所管課所室長等は、調査手段、調査範囲等が明確か、必ず確認するものとする。

(5) 5号随契（緊急の必要により競争入札に付することができないとき。）の場合

ア 5号随契でいう「緊急の必要」とは、天災地変その他客観的事由

を有する場合であり、競争入札（緊急競争手続を含む。オにおいて同じ。）に付する時間的余裕がないときを指すものであって、次の（ア）から（オ）までに掲げる事例が該当するものであること。この場合においては、当該修繕を行わなければ市民生活又は施設設備に重大な支障もしくは損害が発生する可能性があるかどうか、感染症の感染力の強さはどうか等について精査することにより、「緊急の必要」の該当性を的確に判断しなければならない。

（ア）堤防の崩壊、道路の陥没、地すべり等の災害の発生に伴う緊急復旧修繕等を行うとき。

（イ）電気、機械等の施設設備の故障に伴う応急修繕等を行うとき。

（ウ）災害の発生を未然に防止するための応急修繕等を行うとき。

（エ）感染症の予防等のための薬品その他の物品又は災害時の応急物資を購入するとき。

（オ）その他特に市民生活又は施設設備に重大な支障もしくは損害が発生するおそれがあると認められるとき。

イ どのような調査を行った結果、どのような理由又は性質により当該事業者等と公契約等を締結すると判断したのか、具体的に説明できるようにすること。この場合においては、所管課所室長等は、調査手段、調査範囲等が明確か、必ず確認するものとする。

ウ 特に、天災地変以外の事由により「緊急の必要」の認定を受けて修繕等をしようとするときは、起案者は、あらかじめ計画的に実施できなかった事由を上司に説明すること。

エ 契約締結の相手方となる事業者等の決定に当たっては、あらかじめ所管課所室長が指定する職員により協議を行うこと。

オ 競争入札を実施する余地又は余裕はないか精査すること。

（6）6号随契（競争入札に付することが不利と認められるとき。）の場合

ア 6号随契でいう「競争入札に付することが不利」には、次に掲げる事例が該当するものであること。

（ア）現に契約履行中の工事、製造又は物品の買入れに直接関連する

公契約等を現に履行中の契約者以外の者に履行させるとき。

(イ) 早急に公契約等を締結しなければ、その機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約締結をしなければならないこととなるおそれがあるとき。

イ どのような調査を行った結果、アの(ア)の場合において他者に履行させることが不利だと判断したのか、アの(イ)の場合において不利な価格での契約になると判断したのかについて、起案者は、具体的に上司に説明すること。

ウ 契約締結の相手方となる事業者等の決定に当たっては、あらかじめ課所室長が指定する職員により協議を行うこと。

(7) 7号随契（時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。）の場合

ア 7号随契の事由に該当する場合としては、特定の事業者等が、特殊な機械・機材等を備え、必要とする物品を多量に保有し、又は当該工事等に使用する材料・資材等を工事現場付近に多量に保有するため、他の者に比べて著しく低価で契約締結をする場合が考えられること。

イ どのような調査を行った結果、どのような理由又は性質により当該事業者等と公契約等を締結すると判断したのか、起案者は、具体的に上司に説明できるようにすること。この場合においては、所管課所室長等は、調査手段、調査範囲等が明確か、必ず確認するものとする。

ウ 契約締結の相手方となる事業者等の決定に当たっては、あらかじめ課所室長が指定する職員により協議を行うこと。

(8) 8号随契（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の場合

8号随契に該当する場合は、契約保証金および履行期限を除くほか、最初の入札に付した時に定めた予定価格その他条件を変更することはできないこと。

(9) 9号随契（落札者が契約を締結しないとき。）の場合

9号随契を契約締結の事由とするときは、当該落札した金額の制限内で契約締結をするものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付する時に定めた条件を変更することはできないものであること。

(緊急施行)

第5条 緊急施行においては、財務規則第121条第2項第4号の規定により、見積書を徴さないことができるものとする。

2 緊急施行においては、財務規則第122条ただし書の規定により、予定価格調書の作成を省略することができるものとする。

3 緊急施行においては、当該公契約等の履行が完了する時点で設計書の作成等を行い、適正に契約事務を処理しなければならない。

(緊急競争手続)

第6条 緊急競争手続は、市の入札参加資格登録業者から複数の者を選定した上で、公契約等の締結の事由が発生してから7日前後で実施し、その後直ちに当該公契約等を締結するものとする。

2 設計書等を作成する職員と公契約等の締結の相手方となる事業者等の選定を担当する職員とは、可能な限り同一にならないよう努めるものとする。

3 緊急競争手続においては、財務規則第121条第1項の規定により、2以上の事業者等から見積書を徴さなければならないものとする。この場合においては、別途登録制又は輪番制を設けることにより見積書を徴する相手方をあらかじめ定めて行うことができる。

4 緊急競争手続においては、財務規則第122条本文の規定により、予定価格を定め、予定価格調書を作成しなければならないものとする。

(見積書の徴取方法)

第7条 市職員は、事業者等から見積書を徴しようとするときは、当該事業者等から直接窓口で提出（郵送等を含む。）を受けなければならない。

2 市職員は、2以上の事業者等から見積書を徴しようとするときは、同日同時刻に提出を求めるよう努めるものとする（郵送等による場合を除く。）。

(業者選定部会に対する意見の聴取)

第8条 決裁権者は、次に掲げる場合は、業者選定部会に意見を求めるものとする(様式第1号)。

(1) 高額随契であって、緊急性等又は設計書等の妥当性を判断する必要が認められるとき。

(2) 施設設備等の修繕に係る契約において、秋田市建設工事入札参加者資格審査要綱(昭和63年11月1日施行)第5条第1項の規定による入札参加資格登録業者又は秋田市小規模修繕契約希望者登録要領(平成15年4月21日財政部長決裁)第7条の規定による小規模修繕契約希望者登録業者以外の者と随意契約の方法により公契約等を締結しようとするとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特に必要と認めるとき。

2 決裁権者は、少額随契に該当する公契約等を締結しようとするとき(見積書を徴する事業者等を選定するための登録制又は輪番制を新たに採用しようとするときを除く。)は、原則として前項の意見を求めることを要しない。

(業者選定部会長による意見の具申等)

第9条 業者選定部会の部会長は、前条の規定により決裁権者から意見を求められたときは、速やかに業者選定部会を招集し、依頼のあった事項について審議検討の上、決裁権者に意見の具申をするものとする(様式第2号)。

2 前項の審議検討を行うに当たっては、写真、図面その他客観的判断を行うために必要な資料による説明を受けるとともに、別表を活用するものとする。

(随意契約の方法により締結した公契約等の公表)

第10条 随意契約の方法により施設設備等の修繕に係る契約を締結した場合は、契約名、締結日、相手方、契約金額、随契事由および課所室名等を、市ホームページで月ごとに公表し(様式第3号)、併せて業者選定部会長にその内容を報告するものとする(様式第4号)。

2 3号随契および4号随契については、財務規則第120条の2第3号の

規定に従って公表の手続を行わなければならない。

(随契担当職員の面接等)

第11条 随意契約に係る現場監理、設計等を通じて事業者等と接触する機会のある業務（以下「随契業務」という。）に携わる職員（以下「随契担当職員」という。）に対し、所管課所室長は、当該年度の適切な時期に面接を行い、事業者等との接触の状況等について確認を行うものとする。

2 所管課所室長は、随契担当職員については、やむを得ない事情が認められる場合を除き、当該随契業務に3年を超えて従事させないように配慮しなければならない。

3 所管課所室長は、随契担当職員を3年を超えて当該随契業務に従事させようとするときは、業者選定部会にその理由について報告するものとする（様式第5号）。

(随契担当職員の報告)

第12条 所管課所室長は、毎年度4月10日まで、随契担当職員の職氏名等を人事課長に報告するものとする（様式第6号）。

(施設設備の計画的な修繕の実施等)

第13条 所管課所室長は、善良な管理者の注意をもって適切に施設設備の維持管理を行い、その修繕等については計画的に実施するものとし、5号随契により安易に緊急修繕を行ってはならない。

2 所管課所室長は、安易な緊急修繕の実施を避けるため、予算要求時に当該所管する施設設備の修繕に係る計画策定の必要性について適宜適切に判断しなければならない。

(公益通報制度の活用)

第14条 市職員は、随意契約の方法による公契約等の締結に絡み不祥事案に至る可能性のある情報を入手したときは、秋田市内部公益通報に関する要綱（平成21年3月10日市長職務代理者決裁）の規定に従い、速やかにその内容を通報するものとする。

2 公契約等を締結したときは、相手方に対し、公益通報制度について周知するものとする。

(委任)

第15条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成27年1月1日から施行する。

(公契約の公表に関する規定の適用)

2 第10条第1項の規定は、この指針の施行の日以後に随意契約の方法により契約を締結する施設設備等の修繕について適用する。

附 則

この指針は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

随契事由の判断のためのチェックリスト

1 単独随契以外の随意契約の場合

- 安易に前例踏襲となっていないか。
- 随意契約の方法を選択しようとして、意図的に当該公契約等の内容を細分化していないか。
- 法令により随意契約が可能となっているか（特に3号随契と4号随契）。
- 特定の事業者等が公契約等の相手方として選択される仕様になっていないか。

2 単独随契の場合

- 公契約等の相手方として、真に当該事業者等しか存在していないか。
- 単独随契の方法を選択しようとして、仕様の内容が意図的に作成されていないか。
- 随契事由に具体性が認められるか。
- 当該公契約等について、単独随契とすべき技術上の特殊性、経済的合理性、緊急性等が認められるか。
- 当該緊急修繕等の中に、本来的には、年次計画等を作成し、計画的に実施すべきものが含まれていないか。
- 競争入札になじまないとしても、契約金額、工期等が著しく市側に不利になっていないか。

文 書 記 号 ・ 番 号

年 月 日

〇〇〇〇業者選定審議部会長 様

（決裁権者職名）

随意契約の選択等の妥当性に係る意見について（依頼）

下記の案件に係る随意契約の選択等の妥当性について、随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針第 8 条第 1 項の規定により、意見を求めます。

記

1 案件名

2 意見を求めようとする対象事項

3 意見具申の期限

年 月 日

担 当 所管部局課所室名

担当名・担当者名

内線

直通

様式第2号（第9条関係）

年 月 日

決裁権者 様

〇〇〇〇業者選定審議部会長

随意契約の選択等の妥当性に係る意見について（具申）

年 月 日付けで意見を求められた〇〇〇〇〇〇〇〇について、下記のとおり、随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針第9条第1項の規定により、業者選定審議部会として意見を具申します。

記

- 本件〇〇〇〇〇〇〇〇は、妥当である。
- 本件〇〇〇〇〇〇〇〇については、次の理由により再考すべきである。

再考すべき理由

備考 文中の□には、該当する方に✓印を記入すること。

文書記号・番号

年 月 日

〇〇〇〇業者選定審議部会長 様

課所室長

3年を超えて随契業務を担当する職員について（報告）

下記職員は、当課に異動後、随契業務に 年間従事してきましたが、記載の理由により引き続き随契業務に従事することとなりましたので、随意契約の方法による公契約等の締結に係る指針第11条第3項の規定により報告します。

記

- 1 随契業務に従事中の職員の職氏名
- 2 従事開始の年月日
- 3 継続して従事する理由

担 当 所管部局課所室名
担当名・担当者名
内線
直通